

福祉バス運行事業における引継要領（本庁・小禄コース）

（目的）

第 1 条 この要領は、入札等により福祉バス運行事業の受託業者が変更する場合の引継ぎ方法等について、必要な事項を定める。

（引継ぎの作業）

第 2 条 引継ぎは、巡回コースの確認、車両の運行状態の確認、車両の外観等の状態の確認とする。

2 巡回コースの確認は、委託契約期間中の受託業者（以下「現受託者」という。）が運転する車両に、新たに受託する予定の事業者（以下「新受託者」という。）が同乗し、各コースを時刻表に準じて 1 日 4 回の 2 日かけて合計 8 回巡回して確認するものとする。また、新受託者は契約期間開始から最長 2 日以内運休して、実際の車両で試運転するものとする。

3 車両の運行状態の確認は、新受託者が前条の巡回する直前又は直後に実施する。

4 車両の引渡し及び外観等の状態の確認は、市職員と現受託者及び新受託者の立会いのもと、現受託者の契約期間最終日に実施する。

（令和 7 年度に向けた引継ぎ日程）

第 3 条 令和 7 年度に向けた引継ぎ日程は、下表のとおりとする。ただし、試運転の日を除き、現受託者と新受託者の双方で調整を行い、合意した場合は日程を変更しても差し支えない。

日時	内容
令和 7 年 3 月 26 日（水）	巡回コースの確認（本庁コース 4 便）車両の運行状態の確認
令和 7 年 3 月 27 日（木）	巡回コースの確認（小禄コース 4 便）車両の運行状態の確認
令和 7 年 3 月 28 日（金）	巡回コースの確認（本庁コース 4 便）車両の運行状態の確認
令和 7 年 3 月 29 日（土）	巡回コースの確認（小禄コース 4 便）車両の運行状態の確認
令和 7 年 3 月 30 日（日）	
令和 7 年 3 月 31 日（月）	車両の引渡し及び外観等の状態の確認（※午後運休）
令和 7 年 4 月 1 日（火）	試運転（※一日運休）
令和 7 年 4 月 2 日（水）	試運転（※一日運休）

付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。